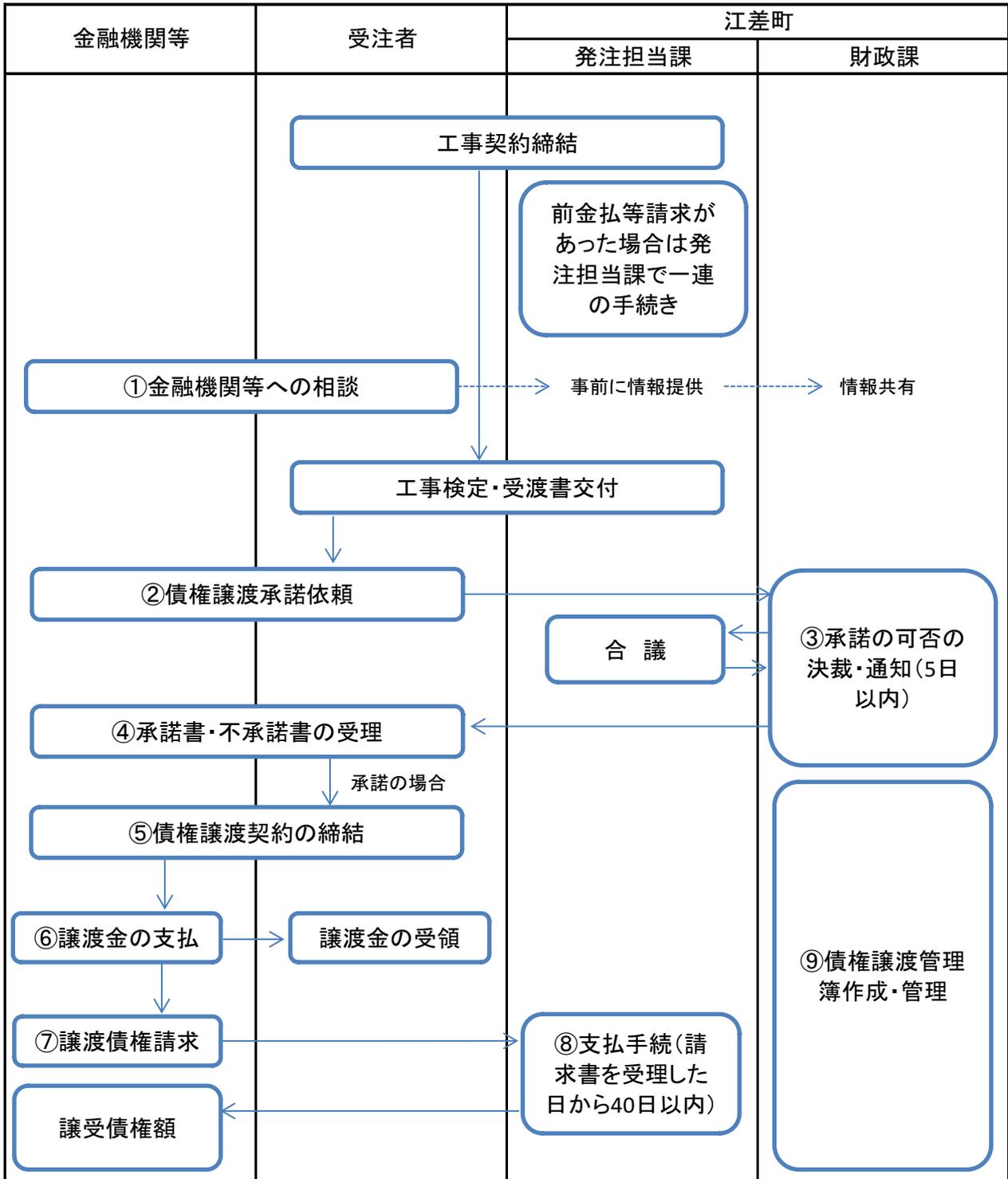


江差町工事完成払代金の債権譲渡に関する事務処理フロー図



- ①受注者または金融機関等から事前に情報提供
- ②受注者は、金融機関等と連名で債権譲渡承諾依頼書1部を財政課財政係へ持参により提出
- ③財政課財政係は受理した日から5日以内に可否を決定し、債権譲渡承諾書又は債権譲渡不承諾書2部を受注者に交付
- ④受注者は受理した2部のうち1部を金融機関等に交付
- ⑤債権譲渡契約の締結(譲り受けた債権を請求する際、写しの添付が必要となるため必須)
- ⑥金融機関等から受注者へ代金の支払い
- ⑦金融機関等から受注担当課へ請求書等関係書類を各1部提出
- ⑧決裁後、発注担当課で支払いの手続き
- ⑨財政課財政係において、債権譲渡管理簿に必要事項を記載し管理